

# 江戸時代の片山について

郷土史研究家 関 利 雄

松が丘片山町会のあるこの地は、古くから先人が住みつき営々として今日の町の繁栄を築いてきた。こうした歴史経過については、故熊沢宗一や須藤亮作氏などによる著述があるのでご一読いただきたい。

現在の松が丘という町名は、昭和37年の住居表示施行によって呼称されるようになったものである。それまでであった片山という地名を存続したいという願望も一部にあって、町内で論議された経緯があるが、現在は松が丘という町名となっている。

片山という地名は、江戸初期に村が成立した時に付せられたものであり、この時が文献上にあらわれた最初のものである。この地名の由来については、現在も確証となる資料も残されていないため明らかではないが、地形的なことから呼称されるようになったと考えられる。

もともと、この地域の地形をみると、南北に長くのびた舌状の台地を形成し、その外周部を妙正寺川が半円状を描いて囲みながら流れており、台地から妙正寺川まで崖のように落込んでいるため、近隣の沼袋や江古田の人々からみれば小高い山のように見える。このことから片山と名付けられたものと推測される。

こうした地形は、また、水稻を主とした農耕生活には最も適した地ともいえる。民俗学の柳田国男は、稲作の民族は「……必ず水田の近き所に邑落を作ることを要とした。語を換えていわば、能うかぎり水の害を避けて、能うかぎり水の利につくには、近く平野にのぞめる丘陵の傾斜地、すなわち片平の地を求めねばならなかった。」（『地名の研究』角川文庫133頁）と述べている。片山も同様の地形や条件にあり、この地で縄文、弥生期の遺跡や遺品が発見されていることから、古くから農耕生活に適したところであったといえよう。

片山は、江戸時代には武蔵国多摩郡片山村といわれた。この村の様子は、江戸後期に刊行された『新編武蔵風土記稿』に詳細が述べられている。ここでは、これを参考にしながら、江戸時代の片山村がどんな状況にあったかを簡単に述べてみたい。

片山村の位置は、武蔵国多摩郡の東端にあり、その東隣は豊島郡葛ヶ谷村（現在新宿区西落合）である。南は同じ多摩郡上高田村、北は江古田村、西は

妙正寺川をはさんで下沼袋村に接している。

村の広さは、おおよそ南北440メートル、東西540メートルとなっている。村の面積規模としては大変小さく、江戸初期に誕生した区内にある村々と比較すると最も小さい村である。したがって、ここで生活していた農家の戸数も16軒と大変少なかった。村の生産力をあらわす村高は、正保年間(1644~48年)には37石5合となっている。その内訳は、田が19石で畑が18石5合とわずかではあるが田の方の割合が多くなっている。中野区内の村々では、一般に畑の方が多くなっているが、片山村だけが唯一の例外となっている。しかし、田が多いといっても、水田よりも陸田の方が多かったと記録されている。

村高は、時代の推移とともに変化し、60年後の元禄15年では46石とあがり、さらに江戸後期では68石余と2倍近くまでに増加している。この原因の大きなものは、農民の努力による新田開発による耕地の拡大と、江戸後期になると幕府の財政が悪化し、そのための増税策として、従来までは租税対象地となっていなかった土地にまで課税するようになったことがあげられる。したがって、単純に生産力が高くなったと判断できない面がある。

片山村は、農業を主とした農村である。ここで生産されていたものは、陸稲、粟、稗、黍、麦の穀類と、その他に野菜類として菜、大根、人参、芋、茄子、牛蒡、白瓜などが知られている。ここで生産された野菜類は、江戸市民への「せんざいもの」として商品化されていた。

この片山村を支配していた領主は、徳川家の旗本であった細田嘉右衛門である。細田家は江戸初頭から代々この地をはじめ、隣接の上高田村、新井村や豊島郡葛ヶ谷村なども知行地として支配していた。

徳川家康は、関東に入国した際に、家臣を配置する方針として大名クラスは江戸からやや遠い重要な拠点に置き、それ以下の家臣は江戸の周辺の近い地に領地を与え住まわせていた。このため、江戸に近い中野区内の村々は旗本など幕臣の知行地が多く、しかも、幕府自身の直轄地などもあって、複雑な支配型態となっている。

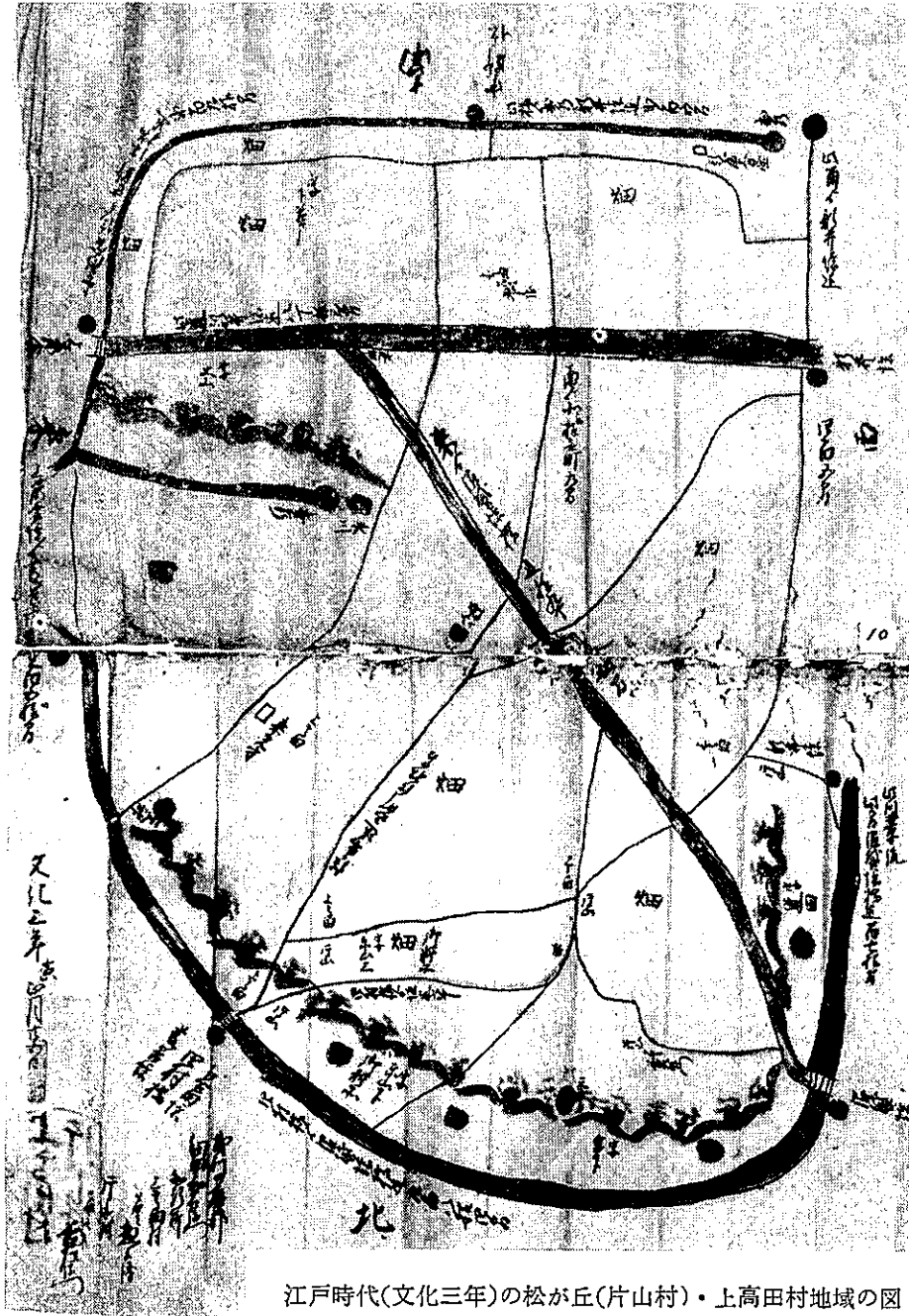
旗本の細田家は、初代が康勝、家康が浜松に居城を構えていた時期に家臣となった。その後、天正18年(1590)に家康が関東に入国するときに従って移り、武蔵国多摩郡、豊島郡の内に260石の知行地が与えられた。この時から片山村などの村々を支配するようになった。

二代の康政も父とともに家康に仕え、父と同職の御手鷹師となった。三代の康次は、慶長14年(1609)10月から12歳の若さで秀忠に仕えた。父と同様の御手鷹師であった。この職は、代々の世襲制となっており、しかも200石以上の旗本の身分でないと勤められなかったとされている。四代の康重の時、

天和2年(1682)3月に小十人組を命ぜられている。これ以後、小普請組の時もあったが、代々小十人組を勤めている。

この小十人組は、戦時の際に将軍の身边をまもる親衛隊であるが、江戸時代にはその必要がなかったのもっぱら将軍が外出する際に共をし、身边を警護していた。

小十人組は10組あり、1組は20人が属しており、その内の10人ずつが交代しながら江戸城内の詰所に出仕していた。



江戸時代(文化三年)の松が丘(片山村)・上高田村地域の図

細田家が天和2年まで御手鷹師であったことを前述したが、徳川家は代々鷹狩りを好んで行ってきた。したがって、鷹狩りで重要な役割をもつ鷹師も重職の一つでもあった。

徳川家康は、関東入国以来江戸周辺の農村を鷹狩りのための御鷹場として利用した。そして、江戸周辺の民情視察と心身の鍛練をかねて武蔵忍、川越、越谷、東金など四方のかなり遠方まで鷹狩りに出かけていたようである。その後の寛永5年(1628)には、地域を限定し、江戸周辺の5里以内の沼部領、世田谷領、中野領、戸田領、平柳領、淵江領、葛西領、品川領、八条領の9領を將軍家の御鷹場に指定した。

この鷹狩も、五代將軍綱吉が殺生を禁ずる「生類憐みの令」に触れたため、中止された。しかし、八代吉宗は、鷹狩りを再開し、御鷹場として葛西、岩淵、戸田、中野、目黒、品川の六筋に区分して指定した。これ以後、將軍家や諸大名も積極的に鷹狩りを行うようになった。片山村をはじめ、区内の村々等が中野筋に属し、御鷹場となった。指定された村々は、御鷹場を維持するため、種々の規制がかけられていた。また、鷹狩りの際には各村々から人足の徴用が割当られたり、道や橋の整備のために人夫としてかりだされることもあった。指定された村々にとって鷹狩りは、農民に多大の負担がかかった。

八代將軍は、片山、江古田方面にも鷹狩りにきたようで、江古田の山崎喜作家所蔵の文書に、「御公方様御腰掛之所、享保13年申年2月12日、武州多摩郡野方領江古田村東福寺賢覚代、後日為<sub>レ</sub>御尋茂有<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>書記」という覚書が残っている。將軍吉宗は鷹狩の際休息のために江古田の東福寺に立寄ったのである。また、別の文書には、この礼として將軍家から銀5枚が東福寺に下賜することが記されている。

現在、東福寺の境内に、須藤亮作氏の撰文になる「徳川將軍御膳所跡」の石碑が建立されており、往時の歴史を今日に伝えている。

(1984・9・9記)